

神戸市教育委員会事務局 日本語指導支援員
【 小学校 JSL 教室・中学校 JSL 教室 / 拠点型・派遣型初期日本語指導教室 】
任用希望者登録制度 募集案内

神戸市教育委員会では、JSL 教室を設置している小学校および中学校に支援員を派遣し、日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する日本語習得に取り組んでいます。また、来日間もない日本語指導が必要な外国人児童生徒等には、拠点型および派遣型の日本語指導として、初期日本語指導に取り組んでいます。

この度、上記の勤務をしていただける日本語指導支援員（会計年度任用職員）の登録を募集します。

この登録制度は、日本語指導の有資格者等を登録していただき、必要に応じて条件に合う方を登録者の中から選考し、一定の研修を経た後、会計年度任用職員として任用するものです。

会計年度任用職員は、教職員の補助として会計年度内を任期として任用される非常勤の公務員です。

応募資格

・日本語指導の資格を有する者、又はそれに準ずる者で日本語指導ができる者

- ① 日本語教育能力検定試験合格者 ③ 日本語教員養成講座420時間以上受講修了者
② 登録日本語教員 ④ 大学の日本語教員養成課程修了者

☆地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する場合は登録することができません。

・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人の

・神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年間を経過しない人

・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

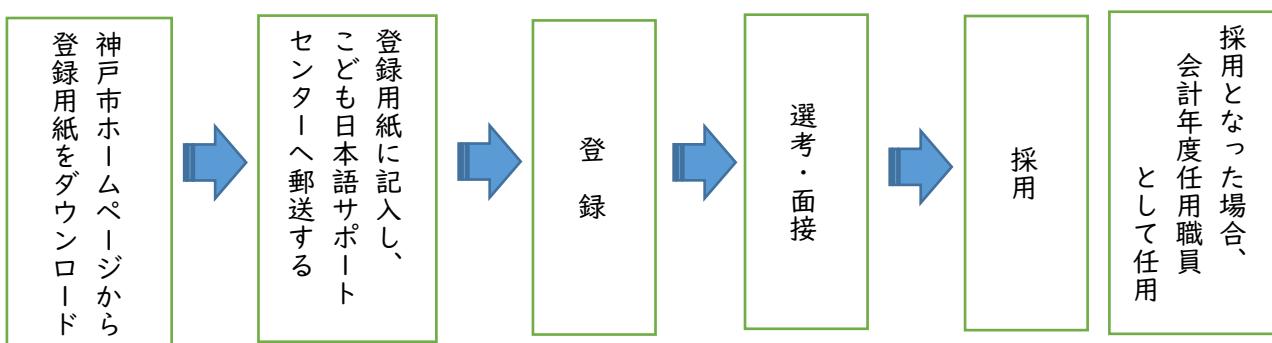
注意事項

☆登録いただいたても、希望する勤務地がない等の理由で登録期間中に連絡がない場合があります。

☆紹介する勤務条件、任期の時期が、ご希望のものと異なる場合があります。

☆会計年度任用職員は、登録者の中から選考するほか、ハローワーク等により別の方法により募集することができます。

I. 新規に登録される方の任用までの流れ



※ 登録用紙と資格を証する書類のコピー（応募資格①～④参照）を郵送もしくは持参してください。

※ 本年度勤務実績のある方々の継続任用は、ご本人の意思確認をし、選考のうえ採用決定とします。

2. 勤務条件等

任用根拠	地方公務員法第 22 条の2第 1 項
業務内容	<p>日本語指導支援員</p> <p>【小学校 JSL 教室・中学校 JSL 教室】</p> <p>日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対し、小学校 JSL 教室では生活言語や学習言語につながる日本語指導を、中学校 JSL 教室では系統だった指導 (JSLカリキュラム) による、学習言語の基礎となる読み書きを含めた日本語指導を行う。</p> <p>【拠点型・派遣型初期日本語指導教室】</p> <p>来日間もない初期日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対し、拠点型および派遣型指導として、学校で最低限必要な日本語と文字の読み書き等を指導する。</p>
報酬額	1,910 円/時
諸手当	通勤手当（実費支給 上限あり）
勤務時間	<p>【小学校 JSL 教室】1日1時間単位 1日最大4時間までの勤務 週1～5日</p> <p>【中学校 JSL 教室】1日2時間単位 1日最大2時間の勤務 週1～5日</p> <p>【拠点型初期日本語指導教室】1日最大 3.5 時間の勤務</p> <p>【派遣型初期日本語指導教室】1日1～3時間単位 全 20 時間（日数は派遣校と協議）</p> <p>上記の支援員は、勤務・派遣先によって勤務日数が異なります。対象児童生徒が年度途中に転出した場合など、対象生徒の都合等により業務の必要性がなくなった場合には、勤務・派遣が中止されることがあります。</p>
休暇	<p>年次有給休暇及び夏季休暇</p> <p>1年間の勤務日数に応じて付与される場合があります。</p> <p>1年間の所定勤務日数が 47 日以下の場合は付与されません。</p>
勤務場所	<p>【小学校 JSL 教室設置校】東灘小・本庄小・春日野小・中央小・山の手小・兵庫大開小・駒ヶ林小</p> <p>【中学校 JSL 教室設置校】神戸生田中・太山寺中・小部中</p> <p>【拠点型初期日本語指導教室】神戸市総合教育センター</p> <p>【派遣型初期日本語指導教室】派遣要請のあった学校</p>
任用期間	<p>1年以内</p> <p>（任用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で所属長が定める期間）</p>
試用期間	1ヶ月（再度の任用の場合も同様）。但し、1ヶ月の勤務日数が 15 日に満たない場合、15 日に達するまで任期の範囲内で自動的に延長されます。
要件等	日本語指導支援員選考に合格し、神戸市の会計年度任用職員にかかる任用規定等に同意できる者
福利厚生	労働者災害補償保険法による災害補償
服務	<p>地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。</p> <p>営利企業への従事（兼業）を原則として行うことができます。但し、以下の場合は認められませんので留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兼業を行うことによって職務の遂行に支障をきたすおそれがある場合 （兼業先との所定勤務時間との合計が本市常勤職員の標準勤務時間を上回る場合など） ・兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合 ・兼業を行うことによって神戸市の信用を損なうおそれがある場合

お問い合わせ先：学びの推進課 こども日本語サポートセンター ☎ 078-371-8300

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目3-2 神戸市総合教育センター 2階

神戸市教育委員会事務局 学びの推進課 こども日本語サポートセンター

日本語指導支援員担当